

議案第 77 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 21 年 2 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 契約の相手方

住 所 米子市旗ヶ崎二丁目 1 4 番 4 1 号

氏 名 勝 部 不二夫

資 格 公認会計士

2 契約の始期

平成 21 年 4 月 1 日

3 費用の算定方法

10,500,000 円を上限として、基本費用、執務費用及び実費の額を合算して算定する。

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。